

・令和4年4月1日より個人情報保護委員会との共管となることに伴い、意見公募時に公示した「信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成29年総務省告示第168号）」は廃止することとし、新たに、当該意見公募結果を踏まえた「信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（令和4年個人情報保護委員会・総務省告示第3号）」として定めることとします。

・その他、用語・規定の整理など、実質的な内容の変更をもたらさない形式的な修正を行いました。

・本ガイドライン（案）に関しては「解説」も存在し、当該解説の改正にかかる意見募集は【案件番号：145209869】で実施しました。【案件番号：145209869】にて提出された意見及びそれらに対する総務省の考え方も本ページ掲載の「意見及び考え方」にてまとめて提出されております。